

令和 6 年度

第 10 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 1 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（1 月 31 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	田邊 徹		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	石田 泰清		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主 任	光永 稔彦	○	

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和6年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、18番前田委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は23名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 20番小次委員さん、21番天根委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に訂正がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 (本庁)	○訂正 ・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号65 - 議案第4号「非農地証明申請について」受付番号57 について、取下げ願いの提出がありましたので取下げしました。 ・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号66 ・議案第4号「非農地証明申請について」受付番号62 について、氏名の記載に誤りがありましたので訂正いたしました。 以上、訂正しております。
議長	それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号66について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)

議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
議長	ちなみに、申請地の地積がかなり大きな数字となっていますが、譲受人のこれまでの農地の管理状況はいかがでしょう。
事務局員 (比和出張所)	譲受人は、管理のために臨時雇いにより人員を確保し、地域で共用している大型作業機械を活用されているため、管理は適切にできていると判断しました。
議長	ありがとうございました。担当の佐々木委員さんはいかがでしょう。
23 番小次委員	事務局の説明のとおり、共用機械の活用や臨時雇いで人員確保し管理をされていることを確認しています。
議長	ありがとうございました。管理には問題はないということですね。 他にはございませんか。
議長	(なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 66 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。

事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法 附則 第5条第1項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和6年12月期の申出分については、「令和7年1月31日公告 利用権設定内訳」のとおりです。今回、利用権設定（一般分）が407件 2,061,053.24㎡、利用権移転（一般分）が1件 2,073㎡となっています。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。 説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、1番原田委員、2番堀江委員、4番増谷委員、6番財間委員、9番森兼委員、15番瀬尾委員、20番小次委員のご退席をお願いいたします。 《退席を確認》
議長	それでは採決に移ります。議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。 《着席を確認》
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号36から38の3件について、事務局から説明を求めます。

事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 36 位置等：説明資料の 2, 3 ページに記載 転用事由：一般住宅兼自動車整備工場 資金計画：全額借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 受付番号 37 位置等：説明資料の 2, 4 ページに記載 転用事由：共同住宅 資金計画：全額借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要
事務局員 (口和出張所)	受付番号 38 位置等：説明資料の 5, 6 ページと別紙に記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。 (なしとの声)

議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 36 から 38 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 36 から 38 の 3 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程します。 受付番号 54 から 56 と 58 から 63 の 9 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 54 位置等：説明資料 2, 11 ページに記載 潰廃事由：約 40 年前から耕作しておらず、現況は木が茂り山林となっている箇所と約 30 年前に畑への進入路と山林への進入路としての道となっている箇所があり。このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は山林化しているもしくは道として整備されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 55 位置等：説明資料 2, 12 ページに記載 潰廃事由：父が平成 14 年に亡くなり相続をしたが、耕作をする者がおらず放棄して原野化し、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：低木、竹が繁茂した原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (本庁)	受付番号 56 位置等：説明資料 2, 13 ページに記載 潰廃事由：父が存命であった昭和 60 年頃から駐車場及び庭として利用し、平成 21 年に相続をして現在に至っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：庭と一体的に利用され駐車場となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 58 位置等：説明資料 2, 14 ページに記載 潰廃事由：約 30 年前に駐車場を作り現在も駐車場として利用しており、このたび地目変更登記をする。(許可を得ていなかったことについての顛末書も提出済) 現地確認：隣の駐車場と一体的に駐車場となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 59 位置等：説明資料 2, 15 ページに記載 潰廃事由：平成 6 年頃、母屋を増改築する際に、今回申請地を一体的に宅地造成し増築部の一部と庭として利用しており、このたび地目変更登記をするため。(許可を得ていなかったことについての顛末書も提出済) 現地確認：住宅の敷地及び庭となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 60 位置等：説明資料 2, 16 ページに記載 潰廃事由：平成 4 年頃、田の排水路が必要となったため水路として利用しており、このたび地目変更登記をする。 現地確認：排水路となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (東城出張所)	受付番号 61 位置等：説明資料 17, 18 ページに記載 潰廃事由：20 年以上前から雑木が生えて原野化しており、農地として復旧不可能の状況で、このたび地目変更登記をする。 現地確認：雑木が生えて原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (比和出張所)	受付番号 62 位置等：説明資料 19, 20 ページに記載 潰廃事由：昭和 30 年後半に祓い殿を建設して宅地となり、平成 10 年頃に近くの神社を修繕するために資材の搬入路としたことにより来客用の駐車場とその進入路として利用していたが、平成 20 年頃から次第に荒廃して原野化しており、このたび地目変更登記をする。(許可を得ていなかったことについての顛末書も提出済) 現地確認：農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 63 位置等：説明資料 19, 21 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃に耕作する者がいなくなり、相続人も遠方で管理ができず原野化しており、このたび地目変更登記をする。 現地確認：草木が生い茂り原野化しており農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
7 番須應委員	受付番号 57 は取下げとなったという説明が最初にありましたが、その経緯を教えてください。
事務局員 (本庁)	受付番号 57 については、申請があった後、担当委員と事務局で現地確認を行った結果、雑草が生い茂っていた部分もあるが、畑として機能している部分もあり、草刈等の整備をすれば農地として利用可能であるということで非農地に該当しない状態であるということを申請者に伝えたところ、取下げをするという申し出をされたため取下げとなりました。
議長	ありがとうございました。 ほかにごございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 54 から 56 と 58 から 63 の 9 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。議案第４号「非農地証明申請について」受付番号 54 から 56 と 58 から 63 の 9 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局員 (農業振興課)	資料にて、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域からの除外等、計画の変更をしようとする土地について状況並びに変更する理由について説明（以下略）
議長	ありがとうございました。 皆様から質問等はございませんか。
	(なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 6 号について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告

事務局員 (本庁)	○報告事項 1月7日 庄原市農業委員会新年会の開催 ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等がございますか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第10回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時35分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年1月7日

議長
(道下 和子) _____

20番委員
(小次 啓二) _____

21番委員
(天根 公昭) _____